

文教委員会議案説明資料

令和2年6月8日

件名	頁
1 報告第16号 専決処分した事件の報告及び承認について（条例改正）	2

（ 教 育 委 員 会 ）

報告第16号説明資料

令和2年6月8日

件名	専決処分した事件の報告及び承認について（条例改正）
所管部課名	学校運営部学務課
内容	<p>1 改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、緊急支援として追加貸付を行うため、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（資料参照） 附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の8条を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条（新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付） 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学困難な状態にならないように追加貸付の支援を行う。 ・ 第3条（追加貸付の資格） 大学、専修学校及び高等専門学校（4年次及び5年次）在学中で、現在、足立区育英資金の学資金の貸付を受けている方を追加貸付の対象とする。 ・ 第4条（追加貸付金額） 追加貸付の金額は、10万円とする。 ・ 第5条（追加貸付の申請） 追加貸付は、区長あてに申請を行わなければならない。申請受理後、追加貸付を決定して通知を送付する。 ・ 第6条（追加貸付に係る償還方法） 卒業又は退学の1年を経過した後、月賦20回で償還する。 ・ 第7条（追加貸付に係る利息・違約金） 正当な事由がなく償還がない場合には、利息・違約金が発生する。 ・ 第8条（追加貸付に係る償還金の免除） 大学等を正規の修業年数で卒業した場合、追加貸付額を全額免除とする。 ・ 第9条（委任） 他の必要な事項は別に定める。 <p>3 専決理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等の修学が困難な方に対し、緊急支援として早急に追加貸付を行う必要があるため。（専決処分日 令和2年5月18日）</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>5 施行年月日 令和2年5月18日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別紙

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和31年4月1日から施行する。</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、昭和31年4月1日から施行する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</u></p> <p><u>第2条</u> 区長は、大学等で修学する者が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。</p> <p><u>(追加貸付の資格)</u></p> <p><u>第3条</u> 前条の貸付（以下「追加貸付」という。）を受けることができる者は、令和2年5月18日において、現に、この条例の規定に基づき大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年次及び5年次に限る。）の学資金の貸付を受け、かつ、追加貸付の申請時において、これらの大学等に在学している者でなければならない。</p> <p><u>(追加貸付の金額)</u></p> <p><u>第4条</u> 追加貸付の金額は、10万円とする。</p> <p><u>(追加貸付の申請)</u></p> <p><u>第5条</u> 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受けける者を決定し、申請者に通知する。</p> <p><u>(追加貸付に係る償還方法)</u></p> <p><u>第6条</u> 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退</p>

改正前

改正後

学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(追加貸付に係る利息・違約金)

第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例による。

(追加貸付に係る償還金の免除)

第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。

(委任)

第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

足立区育英資金緊急対策（新型コロナウイルス感染症関連）

1 新型コロナウイルス対策 返済猶予

- 対象者 現在、育英資金を償還している社会人約590名のうち、償還猶予を希望する者
- 猶予期間 毎月15日（閉庁日の場合は直近の開庁日）までの受付分について、当月分から令和3年5月分までを償還猶予
※最大1年間猶予（令和2年6月分～令和3年5月分）
- 償還再開 令和3年6月分から自動的に償還再開
- 申請期間 5月18日～12月15日
- 申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて提出

2 新型コロナウイルス対策 特別貸付

- 対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名
- 貸付対象期間 令和2年4月分～令和3年3月分の修学金
令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を満たしていれば貸付を継続
- 貸付金額 私立大学等54万円 国公立大学等42万円
- 申請期間 5月18日～12月15日（100名先着順）
- 申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税証明書を提出

3 新型コロナウイルス対策 免除条件付緊急貸付

- 対象者 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校 of 在校生約100名のうち、追加貸付を希望する者
- 貸付金額 10万円を追加貸付
- 償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還免除
- 申請期間 5月18日～6月30日
- 申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて提出